

平成30年 5月24日

公益社団法人日本通信販売協会
事務局 永田 菜穂子 殿

経済産業省産業保安グループ製品安全課長 和田 恭
製造産業局生活製品課長 杉山 真



玩具による乳幼児の誤嚥・窒息事故に関する注意喚起等について（要請）

平素 経済産業行政にご理解及びご協力を賜り誠にありがとうございます。

平成29年11月20日、消費者庁消費者安全調査委員会（以下、調査委員会とする。）において、「玩具による乳幼児の気道閉塞事故」に係る事故等原因調査の報告書がとりまとめられ、この中で、下記の通り、経済産業大臣に対しても意見が提出されました。

本意見を踏まえ、玩具による乳幼児の気道閉塞事故を低減するための所要の対策等の検討が図られるよう、貴協会会員企業に対し、下記について周知徹底をお願い致します。

なお、当該要請によって講じた対策等については、対策実施後速やかにその内容を経済産業省担当者に報告いただきますようお願い致します。

記

1. 事故のリスク

安全な玩具を製造・販売等するために、乳幼児の行動特性、口腔の構造や嚥下の特徴、誤嚥や窒息を起こす可能性のある玩具の特徴を理解すること。そのために、消費者安全法第23条第1項に基づく事故等原因調査報告書（玩具による乳幼児の気道閉塞事故）、調査委員会が製作した動画「窒息事故から子どもを守る」及びペーパークラフト「乳児くち・のど模型」等も参考にすること。

2. 安全な玩具の設計、製造、販売

(1) ST基準等の玩具の安全性に関わる基準や国際的な規格等に基づいた対象年齢の設定された製品を取り扱うよう努めること。

(2) 以下に示す取組等により、安全な玩具の設計、製造及び販売につなげること。

(ア) 3歳未満を対象とした玩具のうち、球形、半球形又は楕円体等の球に類する形状の物については、「小部品」の試験に加えて「小球」の試験を実施する等様々な試験方法を併用し、対象年齢を考慮すれば不要と考えられる場合であっても、小部品に分解されることも想定した設計を行い、万一、玩具がのど（咽頭・喉頭）

に入っても、気道が閉塞され、窒息しない工夫として、可能な限り大きな穴を多方向に開けるなど、更なる安全性向上の検討が行われた製品を取り扱うよう努めること。

(イ) 消費者に対して、対象年齢やS Tマーク等の安全性に係る表示の意味を、分かりやすく、正確に伝えること。

(参考)

○消費者安全法第23条第1項の規定に基づく事故等原因調査報告書（玩具による乳幼児の気道閉塞事故）（消費者安全委員会報告書）

http://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_013/pdf/report_013_171120_0002.pdf

○消費者安全法第33条の規定に基づく意見

http://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_013/pdf/report_013_171120_0005.pdf

○動画「窒息事故から子どもを守る」、ペーパークラフト「乳児頭部模型」「乳児くち・のど模型」

http://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_013/

(担当者連絡先)

経済産業省産業保安グループ製品安全課

担当者：小町、中村

電話：03-3501-4707

FAX：03-3501-6201

経済産業省製造産業局生活製品課

担当者：大滝、花澤

電話：03-3501-1705

FAX：03-3501-0316